

A 1 4 雇用保険の被保険者の方が、1歳又は（保育所に入所できないなど一定の場合は1歳6か月）に満たない子を養育するために育児休業をした場合に、一定の要件を満たすと育児休業給付の支給を受けることができます。

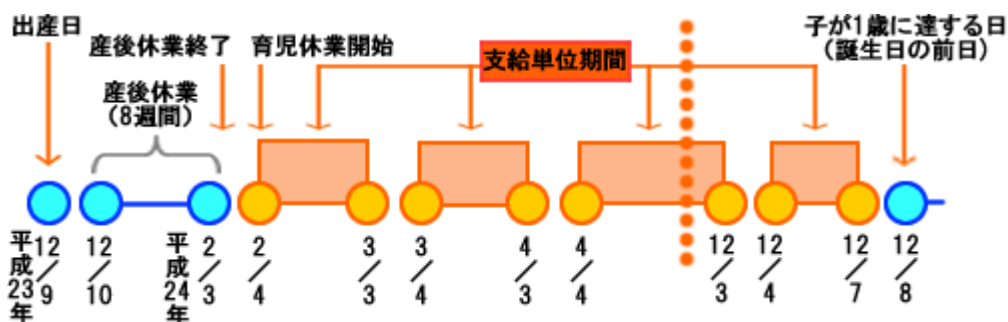
[解説]

1. 支給対象者の主な要件

1歳（保育所に入所できないなど、一定の場合には1歳6か月）に満たない子を養育するために育児休業をする雇用保険の被保険者の方で、育児休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数（原則、日給者は各月の出勤日数、月給者は各月の暦日数）が11日以上ある月が12か月以上ある方が対象となります。

※ 期間を定めて雇用される方である場合は、上記のほか、休業開始時において同一事業主の下で1年以上雇用が継続しており、かつ休業の対象である子の1歳の誕生日の前日を超えて引き続き雇用される見込みがある（2歳までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである方を除く）ことが必要です。

2. 支給対象期間



【パパママ育休プラス制度を利用する場合の支給について】

父母ともに育児休業を取得する場合は、以下①～③のいずれの要件も満たす場合に子が1歳2か月に達する日の前日までの間に、1年（※）まで育児休業給付金が支給されます。

※出産日（産前休業の末日）と産後休業期間と育児休業給付金を受給できる期間を合わせて1年です。男性の場合は、育児休業給付金を受給できる期間が1年となります。

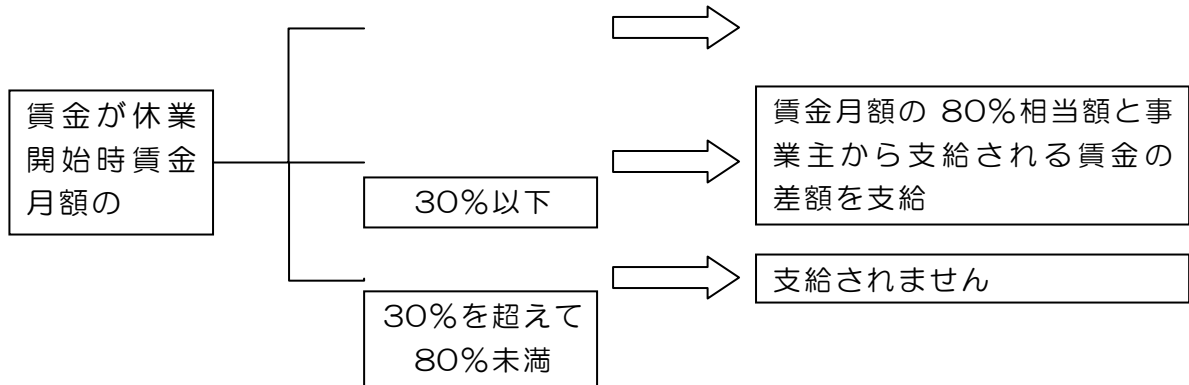
- ①.育児休業開始日が、1歳に達する日の翌日以前である場合
- ②.育児休業開始日が、配偶者が取得している育児休業期間の初日以後である場合
- ③.配偶者が当該子の1歳に達する日以前に育児休業を取得していること

3. 支給額（平成22年4月1日以降に育児休業を開始された方）

各支給単位期間（育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間）
における支給額

$$\text{休業開始時賃金日額} \times \text{支給日数} \times 40\% \text{（当分の間50\%）}$$

ただし、事業主から賃金が支払われた場合は、次のようになります。



※休業開始時賃金日額が80%以上で、育児休業開始前6か月間の賃金を180日で割った額です。

※賃金月額には429,300円（上限）、69,600円（下限）があります。

4. 手続き

被保険者の方が育児休業を開始したときは、その被保険者の方を雇用している事業主の方が「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」及び「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書」を公共職業安定所（ハローワーク）に提出して、その被保険者の方の受給資格の確認を受けます。